

＜引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について＞

引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位：千円】

項 目		予 算 額
歳 入	令和5年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	87,520
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	759,851

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位：千円】

予 算 科 目			対象経費	財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
款	項	目		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税 交付金(社会 保障財源化 分)	その他
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	71,545	33,054	0	0	8,241	30,250
民生費	社会福祉費	老人福祉費	147,265	6,106	0	2,331	16,962	121,966
民生費	社会福祉費	障害者福祉費	342,368	15,285	0	1,070	39,434	286,579
民生費	社会福祉費	後期高齢者医療費	34,293	19,139	0	0	3,950	11,204
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	23,744	6,519	0	0	2,735	14,490
民生費	児童福祉費	児童措置費	79,645	67,719	0	0	9,174	2,752
民生費	児童福祉費	母子父子福祉費	2,595	1,297	0	0	299	999
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	662	592	0	0	76	0
衛生費	保健衛生費	予防費	51,144	4,232	0	9,726	5,891	31,295
衛生費	保健衛生費	母子衛生費	6,590	844	0	64	758	4,924
合 計			759,851	154,787	0	13,091	87,520	504,459

※一般職人件費・一般事務費は除く。